

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和 8 年 5 月 22 日

全国健康保険協会岐阜支部
支部長 豊田 正康

1 企画競争に付する事項

令和 8 年度 上期付加価値を高めた特定健診・特定保健指導（集団形式）業務委託

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) プライバシーマーク取得、ISO/IEC27001、JISQ27001 のいずれかの認証を取得している事業者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (7) 全国健康保険協会と生活習慣病予防健診委託契約を締結している健診機関であること。
- (8) 健診機関以外の施設で、本件と同種または類似した業務の請負実績があり、かつ本件を実施できる体制が十分に整っていること。
- (9) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (10) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (11) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (12) その他、仕様書に定める委託条件を満たすこと。

3 契約候補者の選定

「令和 8 年度 上期付加価値を高めた特定健診・特定保健指導（集団形式）業務委託」仕様書等に基づき提出された企画提案書による提案内容について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4 仕様書等を交付する日時及び場所

(1) 日時 令和 8 年 5 月 22 日（金）～令和 8 年 6 月 5 日（金）17 時 00 分まで

(2) 場所 〒500-8667 岐阜市橋本町 2-8 濃飛ニッセイビル 14 階

全国健康保険協会岐阜支部 保健グループ 佐々木

TEL：058-255-5155 5/31 まで自動音声案内②

6/1 から 自動音声案内③（コールセンターに転送されるため、上記担当者への仕様書等の依頼である旨を伝えること）

FAX：058-253-8500

※企画競争説明書及び仕様書等の交付は郵送とする。企画競争説明書及び仕様書等が必要な者は電話にて交付依頼を行うこと。

5 仕様書等に対する質問の受付及び回答

質問は、電話やFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

なお、企画競争説明会は開催しない。

(1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」

(2) 受付期間 令和 8 年 6 月 1 日（月）までの 10 時 00 まで

(3) 回答 質疑受付後、おおむね 2 営業日以内。但し、回答に日数を要する場合は、その旨の返答とする。また、企画競争説明書を取得した者へ速やかに回答内容を連絡する。

6 企画競争参加資格確認のための書類の提出期限等

(1) 提出期限 令和 8 年 6 月 8 日（月）17 時 00 分まで

(2) 提出先 4 (2) に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。
(郵送する場合も、提出期限までに必着すること。)

7 企画提案書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和 8 年 6 月 8 日（月）17 時 00 分まで

(2) 提出先 4 (2) に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。
(郵送する場合も、提出期限までに必着すること。)

8 企画提案書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画提案書等は、無効とする。

9 その他

参加資格や仕様など詳細は、「企画競争説明書」、「仕様書」等による。

【本件担当、連絡先】

住所：〒500-8667 岐阜市橋本町 2-8 濃飛ニッセイビル 14 階

担当：全国健康保険協会 岐阜支部

（仕様内容等）保健グループ 佐々木

（参加資格等）企画総務グループ 未益

電話：佐々木 058-255-5155（自動音声案内② 5/31 まで）

未益 058-255-5155（自動音声案内④ 5/31 まで）

6/1 からは共通で自動音声案内③（コールセンターに転送されるため、上記担当者への依頼である旨を伝えること）

FAX：058-253-8500（共通）